第5章 地域生活支援事業等の活動指標

1 障害者福祉センター関連事業

（1）現状と課題

○ 本市において、相談支援を軸に、障害のある人のライフステージを通じた支援を図る拠点として、平成２４年度に障害者福祉センターを設置しました。障害者福祉センターには、地域生活支援センターと子ども発達支援センターの２つの機能を設けています。

○ 地域における障害者福祉の発展・充実のため、地域生活支援センターの主要機能に人材育成事業を位置付け、これまで同行援護支援者養成講座など、市内事業所の職員等に対して、必要に応じた研修や勉強会等を開催しています。

○ 地域生活支援センターに関連する地域生活支援事業は、必須事業である「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「基幹相談支援センター事業」と任意事業である「奉仕員養成研修事業」を実施しています。

○ 子ども発達支援センターでは、児童発達支援センターの機能に加えて、任意事業の「巡回支援専門員整備事業」等を実施しています。

○ 障害者基本計画では、当事者団体やボランティア活動を支援する人材育成事業の支援員の増強や、地域における療育の技術的向上を図る「児童発達支援センター地域支援機能強化事業」の実施が盛り込まれています。

○ 障害者福祉センターに求められる取り組みに関するアンケート調査では、「障害に関するさまざまな情報の提供」「障害理解や合理的な配慮（日常生活での心遣い）などの啓発」「専門員による就労関係機関との連携強化」「保育所や幼稚園、学校などでの療育指導（訪問支援）の充実」へのニーズが高く、今後の運営の参考として生かしていく必要があります。

○ 障害者福祉センターが開催する勉強会や講座に関するアンケート調査では、「事業所などの支援者向けの専門的な講座」「当事者や家族向けの進学や就労に関する勉強会」「家族向けの発達や療育に関する勉強会」の開催希望が高くなっています。

○　事業者が開催を希望する支援者向けの講座に関するアンケート調査では、「知的障害又は精神障害の特性と支援方法」の開催希望が最も高く、「障害児の特性と支援方法」「リスクマネジメント研修（問題の発見と課題解決）」「新任職員研修（障害福祉の概要や接遇マナーなど）」の順に高い希望があります。

○　充実を希望する事業に関するアンケート調査では、「障害のある人が就労するための支援」への希望が最も高く、「障害理解や合理的な配慮の推進」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」の順に高い希望があります。支援者サイド（事業所と支援団体）からのニーズでみると、「障害理解や合理的な配慮の推進」が最も高く、「障害のある人が就労するための支援」「緊急一時的な宿泊や自立に向けた宿泊体験の実施」「障害児支援の事業所の専門性の向上」の順に高い希望があります。

○　「理解促進研修・啓発事業」では、みんなの勉強会の開催や権利擁護部会で検討した取り組みの具現化などを実施しています。

○　「自発的活動支援事業」では、人材育成事業の一環として、地域の大学と連携して学生ボランティアの支援を進めるとともに、当事者団体やボランティア団体の支援を進めています。これまでの検討等において、ボランティアと当事者やボランティア同士を結びつける調整機能の充実が望まれています。

○　「基幹相談支援センター事業」は、相談支援事業や障害者自立支援協議会の運営等を実施しています。地域の特定相談支援事業所の育成のほか、地域課題を集約する中で、情報を共有できる多職種連携の強化を図り、地域全体で支援する協力体制の構築が求められています。

○　「巡回支援専門員整備事業」は、専門員が施設等に巡回し、発達が気になる子等の保護者や支援を担当する職員に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。

○　「奉仕員養成研修事業」は、点訳や音訳の奉仕員養成講座等を人材育成事業の一環として実施しています。

【実績額】　　（年号:平成、単位:円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	－	382,200	312,000	426,400	584,200
	自発的活動支援事業	2,042,760	1,756,000	1,515,600	1,194,800	1,277,000
	基幹相談支援センター事業	19,053,115	25,956,122	19,815,455	23,323,773	25,411,965
	うち相談支援事業	9,604,272	10,077,600	9,547,200	10,036,000	11,232,000
任意事業	巡回支援専門員整備事業	3,040,569	3,314,376	3,638,634	10,172,506	10,053,044
	奉仕員養成研修事業	296,550	100,800	100,800	119,000	126,000
その他	障害者福祉センター運営費	27,020,856	9,998,080	13,840,331	13,741,253	15,607,961
	計	51,453,850	41,507,578	39,222,820	48,977,732	53,060,170

（２）事業の実施見込み

○ 障害者福祉センター関連事業においては、障害者基本計画等の推進を図るための中核施設となることから、事業実施にあたっては、障害者自立支援協議会や専門部会等の議論を踏まえ、精神医療系の医療従事者等の参画など、より多くの関係機関等との協働に努めていきます。

○ 既存事業については、事業を継続するとともに、事業内容の充実や体制強化を図っていきます。

○ 障害者基本計画等に基づき、障害児やその家族への療育相談や他の事業所に支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置する「児童発達支援センター地域支援機能強化事業」について、平成３２年度の実施に向けて検討を進めていきます。

○ 以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、平成３２年度の支出見込額は、年額６，３００万円程度と推測されます。

【活動指標】　（年号:平成）

			29年度	30年度	31年度	32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業		実施継続	→	→	→
	自発的活動支援事業		実施継続	体制強化	実施	→
	相談支援事業	障害者相談支援事業 実施カ所数	２カ所	３カ所	４カ所	５カ所
		基幹設置	実施継続	→	→	→
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施継続	→	→	→
		住宅入居等支援事業	未実施	→	→	→
任意事業	奉仕員養成研修事業		実施継続	→	→	→
	児童発達支援センター地域支援機能強化事業		一部実施	→	→	実施
	巡回支援専門員整備事業		実施継続	→	→	→

（３）事業実施に対する方策

○　「理解促進研修・啓発事業」は、障害者基本計画に基づき、「合理的配慮に関するパンフレット」や「障害者福祉に関するホームページ」を作成し、障害理解や合理的な配慮の啓発や障害に関するさまざまな情報提供の充実を図っていきます。また、掲載の内容や活用方法、管理方法などを専門部会等で検討し、より効率的・効果的な支援となるように努めていきます。

○　「自発的活動支援事業」は、地域福祉計画における地域福祉活動と連携を図るとともに、障害者基本計画に基づき、ボランティアのコーディネート機能の強化やピアサポーター育成を進めるため、自発的活動を支援する人員体制の強化を図っていきます。

○　「基幹相談支援センター事業」は、地域の特定相談支援事業所と地域課題を整理し、より困難事例等の対応を強化していくとともに、生活困窮者自立相談支援事業で配置される就労支援員や一般就労している障害のある人で、日常生活が不安定な人に日常生活上の訓練・指導等を行う生活訓練事業等と連携し、障害者就労における支援体制の充実を図っていきます。

○　「児童発達支援センター地域支援機能強化事業」を実施していくことで、子ども発達支援センターの地域支援機能の強化を図っていきます。事業の実施にあたっては、「保育所等訪問支援事業」や「巡回支援専門員整備事業」「親子通園事業」等と連携し、障害の早期発見と早期対応のための総合的な体制づくりを進めていきます。

○　人材育成事業として、支援者のスキルアップを目的とした「強度行動障害等の支援者養成研修」「アンケート調査結果等に基づく事業者向け研修」等の開催を検討していきます。

2 必須事業

（1）現状と課題

○ 地域生活支援事業の必須事業（障害者福祉センター関連事業を除く）は、「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」となり、本市では全ての必須事業を実施しています。

○ 「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」は、尾張東部成年後見センターにおいて、成年後見制度の利用が促進されるよう必要な事業に取り組んでいます。

○ 「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」は、国のガイドラインに基づき、市行事等に対する意思疎通支援者の派遣を保障するなど、事業の充実に取り組んでいます。また、近隣自治体等と広域実施に向けた検討が課題となっています。

○ 「日常生活用具給付等事業」は、障害のある人が自立した生活ができるように日常生活用具の給付や貸与を行っています。平成２４年度の法改正に併せて、一部内容の見直しを行っていますが、電子機器の開発や医療技術の向上等に伴い、対象用具や基準額等の定期的な見直しが必要となります。

○ 「手話奉仕員養成研修事業」は、聴覚障害の当事者団体と協働して、日常会話程度の手話を習得した手話奉仕員を養成する講座を豊明市と長久手市、東郷町と共同実施しています。

○ 「移動支援事業」は、屋外での移動が困難な障害のある人の外出を支援しています。支援者がマンツーマンで支援する個別支援型と複数の人を同時に支援するグループ支援型を実施しています。今後は、グループ型支援の普及啓発や先進地域を参考とした福祉有償運送やボランティア輸送等と連携した支援の検討等が課題となります。

○ 「地域活動支援センター事業」は、基礎的事業と機能強化事業があります。基礎的事業は、第４期障害福祉計画に引き続いて、社会資源を強化するように事業の転換を図っています。

【実績額】

（年号:平成、単位:円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）	120,000	385,118	298,777	239,755	902,197
意思疎通支援事業	1,228,243	1,382,860	1,768,815	1,251,820	1,245,620
日常生活用具給付等事業	12,836,987	12,592,560	12,682,967	14,789,485	14,017,663
手話奉仕員養成研修事業	325,000	325,000	325,000	273,250	298,188
移動支援事業	10,310,668	10,998,697	11,835,532	13,495,103	14,164,473
地域活動支援センター事業	36,684,138	41,502,838	16,094,214	6,298,915	9,829,862
計	61,505,036	67,187,073	43,005,305	36,348,328	40,458,003

（２）事業の実施見込み

○　必須事業については、社会状況の変化に応じて、より効果的かつ効率的な事業となるように必要な見直し等を図っていきます。

○　以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、平成３２年度の支出見込額は、年額５，３００万円程度と推測されます。

【活動指標】　（年号:平成）

		29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	４人	４人	５人	５人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	支援者派遣実利用件数	25件	25件	25件	25件
	支援者設置実設置者数	１人	１人	１人	１人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	5件	5件	5件	5件
	自立生活支援用具	2件	3件	4件	4件
	在宅療養等支援用具	18件	19件	21件	22件
	情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件	4件
	排泄管理支援用具	1,026件	1,073件	1,123件	1,174件
	居宅生活動作補助用具	2件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修	実修了者数	5人	5人	6人	6人
移動支援事業	実利用者数	70人	79人	88人	97人
	延べ利用時間数	5,837時間	6,607時間	7,375時間	8,141時間
地域活動支援センター事業	実施カ所数	７カ所	７カ所	５カ所	５カ所
	実利用者数	58人	70人	46人	49人

（３）事業実施に対する方策

○ 「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」は、引き続き尾張東部成年後見センターにおいて、制度を必要とする人が適切な支援を得られるように利用支援制度の周知啓発を進めていくとともに、市民後見人養成講座の開催等の法人後見の活動を支援する取り組みを進めていきます。

○ 「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」は、現在の支援を維持できるような取り組みを検討していくとともに、広域実施に向けて近隣自治体等との協議を進めていきます。

○ 「日常生活用具給付等事業」は、社会状況の変化に応じて、給付対象品目や基準額、対象者等の見直しを定期的に図っていきます。

○ 「手話奉仕員養成研修事業」は、引き続き広域実施していくとともに、手話奉仕員の増加に向けた取り組みを検討していきます。また、手話奉仕員が手話通訳者等にステップアップしていくための取り組みなどについて検討していきます。

○ 「移動支援事業」は、事業所や対象者にグループ支援型制度の普及啓発を図っていきます。また、福祉有償運送事業やボランティア輸送等と連携した支援体制づくりを進めていくとともに、ボランティアと障害当事者をコーディネートする仕組みづくりを検討するなど、地域の移動に関する総合的な支援を踏まえた取り組みを進めていきます。

○ 「地域活動支援センター事業」の基礎的事業は、第４期障害福祉計画の方針を維持し、本市の社会資源を強化する場合に実施する事業とします。また、機能強化事業は広域実施しているⅠ型事業（専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、一般相談事業、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施）について、関係自治体と協議し、必要に応じた見直しを検討していきます。

3 任意事業

（1）現状と課題

○ 現在、障害者福祉センター事業を除く地域生活支援事業の任意事業は、日常生活支援として「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」「居室確保事業」、社会参加支援として「レクリエーション活動等支援事業」「文化芸術活動振興事業」「点字・声の広報等発行事業」「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」「要約筆記ボランティア養成事業」、権利擁護支援として「成年後見制度普及啓発事業」「障害者虐待防止対策支援事業」、就業・就労支援として「更生訓練費給付事業」を実施しています。

○ 障害者基本計画において、新たな地域生活支援事業として日常生活支援の「生活訓練等事業」等の検討が盛り込まれています。

○ 充実を希望する事業に関するアンケート調査では、「障害のある人が就労するための支援」「障害理解や合理的な配慮の推進」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」の順に高い希望があり、更なる取り組みが求められます。

○ 充実を希望する事業について、サービス利用者用と一般用のアンケート結果でみると、「障害のある人が就労するための支援」「障害理解や合理的な配慮の推進」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」の順に希望が高くなっています。

○ 充実を希望する事業について、事業所用と支援団体用のアンケート結果でみると、「障害理解や合理的な配慮の推進」「障害のある人が就労するための支援」「緊急一時的な宿泊や自立に向けた宿泊体験の実施」「障害児支援の事業所の専門性の向上」の順に希望が高くなっています。

【日常生活支援】

○ 「訪問入浴サービス事業」は、一定数の事業者が登録し、比較的安定した状況でサービスを提供しています。なお、平成２８年度は利用者がなく、平成２９年度においても利用者がない見込みとなっています。

○ 地域生活支援事業の改善希望に関するアンケート調査では、特に障害児において「職員体制の充実」をはじめ「開所時間の延長」

と「開所日の拡大」の希望が高い結果となっており、「日中一時支援事業」に対する希望と推察されます。

○ 「居室確保事業」は、国の基本指針における地域生活支援拠点等の整備において、体験の場や機会の提供、緊急時の受入などが求められています。また、障害者虐待にも関連した事業であることから、さらなる事業者の登録や協力が望まれます。

【社会参加支援】

○ 「点字・声の広報等発行事業」は、従来の市や市議会の広報のほか、生活に関わる行政資料等の音訳の提供を進めています。今後は、障害者基本計画に基づき、テキストデータの提供が課題となります。

○ 「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」は、身体に障害がある人の免許の取得にかかった費用の一部や自動車を運転しやすいように改造するための費用を助成することで、社会活動の参加を支援しています。

○ 「要約筆記ボランティア養成事業」は、必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアの養成講座を長久手市と共同実施しています。広域実施の拡大に向けて近隣自治体との協議が課題となります。

【権利擁護支援】

○ 「成年後見制度普及啓発事業」は、尾張東部成年後見センターにおいて、市民向け成年後見セミナー等の開催など、成年後見制度の啓発に取り組んでいます。

○ 「障害者虐待防止対策支援事業」は、障害者虐待の防止のため、虐待発生時の体制整備や研修の実施等を行う事業で、平成２６年度から地域生活支援事業に位置付けられました。本市では、障害者基本計画に基づき、高齢者虐待と連携した虐待防止ネットワーク会議の設置など、支援体制の強化を図るとともに、虐待発生時における弁護士等の専門家の助言体制の整備を進めています。

【就業・就労支援】

○ 「更生訓練費給付事業」は、就労移行支援事業等の利用者に職能訓練等に必要な物品や通所の費用の一部を助成することで、一般就労に向けた支援を進めています。

○ 就業・就労支援については、小中高生時期からの就労訓練や障害者就労に関係する取り組みとして、地域の社会資源や利用手続きを学ぶ「進路説明会＆相談会」や、具体的な進路のイメージを持っていただく「事業所見学バスツアー」等の開催を行っています。

【実績額】　　（年号:平成、単位:円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	3,962,500	2,887,500	1,725,000	1,387,500	0
	日中一時支援事業	19,043,620	17,557,156	13,901,050	17,360,550	18,308,950
	居室確保事業	270,000	95,000	265,000	22,500	36,000
社会参加支援	レクリエーション活動等支援事業	214,413	59,428	154,695	75,000	49,482
	文化芸術活動振興事業	－	－	75,000	225,000	242,999
	点字・声の広報等発行事業	642,230	827,366	880,496	854,296	936,674
	自動車運転免許取得・改造助成事業	200,000	573,000	390,740	254,216	100,000
	要約筆記ボランティア養成事業	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業	－	47,346	25,312	23,075	41,185
	障害者虐待防止対策支援事業	－	－	－	5,400	18,000
就業・就労支援	更生訓練費給付事業	313,810	243,660	170,070	337,680	500,510
計		24,726,573	22,370,456	17,667,363	20,625,217	20,313,800

（２）事業の実施見込み

○ 任意事業については、社会状況の変化に応じて、より効果的かつ効率的な事業となるように必要な見直しや整理統合を図っていきます。

○ 障害者基本計画等に基づき、在宅の障害のある人等に対して日常生活に必要な訓練等を行う「生活訓練等事業」について、新規実施に向けて検討を進めていきます。

○　「生活訓練等事業」は平成３１年度の実施を目指していきます。
○　以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、平成３２年度の支出見込額は、年額４，１００万円程度と推測されます。

【活動指標】☆：新規事業　　（年号:平成）

			29年度	30年度	31年度	32年度
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	実施ヵ所数	０ヵ所	１ヵ所	２ヵ所	２ヵ所
		実利用者数	0人	１人	２人	２人
	☆生活訓練事業		未実施	事業検討	実施	→
	日中一時支援事業	実施ヵ所数	６ヵ所	７ヵ所	７ヵ所	８ヵ所
		実利用者数	89人	98人	108人	118人
	居室確保事業		実施継続	→	→	→
	親子通園事業		実施継続	→	→	→
社会参加支援	レクリエーション活動等支援事業・文化芸術活動振興事業		実施継続	→	→	→
	点字・声の広報等発行事業		実施継続	→	→	→
	自動車運転免許取得・改造助成事業		実施継続	→	→	→
	要約筆記ボランティア養成事業		事業見直し	体制強化	実施	→
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業		実施継続	→	→	→
	障害者虐待防止対策支援事業		実施継続	→	→	→
就業・就労支援	更生訓練費給付事業		実施継続	→	→	→
	中高生向け就労支援事業		実施継続	→	→	→

（３）事業実施に対する方策

【日常生活支援】

○　「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」は、安定したサー

ビス提供ができるよう、人材育成事業において、支援者向けの講座等を開催するなど、支援者の専門性向上に向けた取り組み等を進めていきます。

○ 新たに「生活訓練等事業」の実施を検討していきます。事業の実施にあたっては、既存事業との支援の重複を避け、障害福祉サービス等が適用されない人や就労移行支援における定着支援の期間が終了した人を対象とするほか、計画相談支援等との連携がとれた計画的な支援が提供されるように努めていきます。

○ 「居室確保事業」は、地域生活支援拠点等の整備と連携するとともに、協力事業所が増加できるように働きかけを進めていきます。

【社会参加支援】

○ 「障害者等レクリエーション文化活動等対策事業」として、障害のある人すべてを対象とした事業を進めていきます。

○ 「点字・声の広報等発行事業」は、テキストデータを提供していくための体制づくりに向けて、データの作成方法や提供方法等、実施に向けた検討を進めていきます。

○ 「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」は、支援の必要性を精査し、必要に応じた見直しを検討していきます。

○ 「要約筆記ボランティア養成事業」は、講座内容をノートテイクなどの手法を幅広く取り入れていくとともに、広域実施の拡大に向けて近隣自治体等と協議を進めていきます。

【権利擁護支援】

○ 「成年後見制度普及啓発事業」は、尾張東部成年後見センターにおいて、必要な啓発に取り組んでいきます。

○ 「障害者虐待防止対策支援事業」は、引き続き虐待防止ネットワークを維持していくとともに、虐待発生時における弁護士等の専門家の助言体制の整備を進めていきます。

【就業・就労支援】

○ 「更生訓練費給付事業」は、支援の必要性を精査し、必要に応じた見直しを検討していきます。

○ 「中高生向け就業・就労支援事業」として説明会や見学会を実施し、特別支援学校や就労移行支援事業所等の関係機関と連携することで、地域における障害者就労の支援体制づくりを進めていきます。

○ 地域の主要な課題である「障害のある人が就労するための支援」を検討していくため、地域生活支援事業で実施可能な支援方法等について専門部会等において調査研究を進めていきます。

4　その他事業

（1）現状と課題

○　障害者福祉に関するその他事業としては、年金や手当、税控除、交通費割引等のさまざまな制度があります。本計画では、市が独自に障害のある人を対象に実施する「障害者扶助料」「タクシー料金助成事業」「障害者紙おむつ助成事業」「施設外就労支援事業（にっしん版チャレンジ雇用）」「軽度・中等度難聴児支援事業」をその他事業とします。

○　「障害者扶助料」は、平成２５年度に支給額を一律減額し、その費用について障害者福祉センター関連事業をはじめ、障害者福祉に関するさまざまな事業に転換を図っています。

○　「障害者タクシー料金助成事業」は、移動に関する支援の総合的な見直しとして、対象事業者に福祉有償運送事業者２団体を追加したほか、平成２９年度から、普通車用の助成金額を初乗料金相当額へ変更するとともにリフト付きタクシー用の助成を開始し、重度の身体障害のある、より移動が困難な人の外出機会の拡大を図っています。

○　「福祉有償運送制度」の先進地域では、福祉有償運送と移動支援事業等を一体的に実施しています。また、福祉有償運送制度の実施区域の広域化も課題となっています。

○　「障害者紙おむつ助成事業」は、障害のある人で紙おむつが必要な人に対して、紙おむつ助成金を支給することにより、生活の安定や日常生活の便宜、介護者の負担軽減を図っています。

○　「施設外就労支援事業」は、障害のある人の一般就労を支援するにっしん版チャレンジ雇用として、市役所におけるさまざまな業務を施設外就労として就労移行支援事業所に委託する事業です。行政関係機関等に事業の周知等を進めており、年々、依頼する作業が増加しています。

○　「軽度・中等度難聴児支援事業」は、身体障害者手帳の交付対象者とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援する事業です。愛知県軽度・中等度難聴児支援事業実施要綱の制定に伴い、新たに制度を創設するものです。

【実績額】　（年号:平成、単位:円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
障害者扶助料	104,718,000	78,278,000	81,048,000	83,090,000	85,957,000
タクシー料金助成事業	11,550,180	11,166,670	11,085,560	11,069,680	11,327,310
紙おむつ助成事業	2,204,000	2,235,300	2,499,800	2,992,400	3,128,200
施設外就労支援事業	276,000	600,000	600,000	600,000	600,000
計	118,748,180	92,279,970	95,233,360	97,752,080	101,012,510

（２）事業の実施見込み ・・・

（３）事業実施に対する方策

○　「障害者扶助料」は、障害者基本計画等における現金給付から福祉サービス提供への見直しの推進状況に応じて、障害特性等を精査した上で、支給要件や給付額等の見直しやその方法について、障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の意見を踏まえて検討を進めていきます。

○　「障害者タクシー料金助成事業」は、一般のタクシーのほか、福祉タクシーや福祉有償運送等の移送サービスに対する支援とするとともに、普通車用の助成に加え、重度の身体障害のある、より移動が困難な人を支援するリフト付きタクシー用の助成を行っていきます。

○　「障害者紙おむつ助成事業」は、介護保険制度との整合性を図りつつ、必要に応じた見直しを検討していきます。

○　「施設外就労支援事業」は、事業者選定において市内事業所を優先するなど、より効果的な取り組みとなるように必要な見直しを進めていきます。また、更なる業務切出を進めていくため、行政関係機関等に対して事業の周知等を引き続き行っていきます。

○　「軽度・中等度難聴児支援事業」を新たに創設し、身体障害者手帳の交付対象者とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援していきます。